

## 佐賀市議会定例会議案説明

(平成26年9月1日)

本日、佐賀市議会定例会を招集し、当面する諸案件について、御審議をお願いすることになりましたので、これら提出議案の概要について御説明申し上げます。

\*

\*

まず、補正予算議案について、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、制度改正に伴うもの又は緊急を要する経費など、必要最小限の補正措置を講じております。

はじめに、第63号議案「一般会計補正予算（第3号）」は、補正額約18億2,300万円で、補正後の予算総額は、約935億3,600万円となっております。

以下、主な内容を御説明申し上げます。

まず、青少年センター移転整備事業でありますが、

- この事業は、青少年センターの利用者の安全を確保するため、老朽化した同センターを移転するとともに、青少年の健全育成を更に推進していくため、青少年教育と子どもへのまなざし運動の拠点施設としての機能を拡充するものであります。

今回は、青少年センターを移転し、整備するための実施設計に要する経費を計上いたしております。

次に、防犯灯設置助成経費でありますが、

- 夜間における交通事故の防止や犯罪の抑止を図るため、自治会等が実施するLED防犯灯の設置などに要する費用の一部を助成するものであります。

また、豪雨災害復旧経費でありますが、

- 本年7月の豪雨により被害を受けた農地や農業用施設などの復旧に要する経費を計上いたしております。

なお、早急に対応すべきものにつきましては、予備費で対応し、一日も早い復旧に向けて全力を挙げて取り組んでいるところであります。

以上、「一般会計補正予算（第3号）」の主なものを御説明いたしました。その財源といたしましては、それぞれ国・県支出金、繰越金、市債等で措置し、予備費により収支の調整をいたしております。

なお、一般会計の細部、特別会計及び企業会計につきましては、予算に関する説明書及び関係資料により御審議をお願いいたします。

\*

\*

次に、条例議案について、御説明申し上げます。

第69号から第71号までの議案につきましては、新たな子ども・子育て支援制度が開始されることに伴い、必要な条例を

制定するものであります。

その内容といたしましては、まず、第69号議案「佐賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」につきましては、放課後児童健全育成事業を行うために必要な設備や運営に関する基準を定めるものであります。

次に、第70号議案「佐賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」につきましては、20人未満の小規模な保育や居宅訪問型保育などに必要な設備や運営について、本市の認可基準を定めるものであります。

また、第71号議案「佐賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」につきましては、幼稚園、保育所等の施設や20人未満の小規模な保育、居宅訪問型保育などを行う事業者が、公的給付の対象として、適切な運営を行っているか確認するために必要な基準を定めるものであります。

その他の議案につきましては、それぞれ議案の末尾に提案理由を略記いたしておりますので、それにより御承知をしていただきたいと思います。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。